

秋田おばこ農業協同組合
情報セキュリティ基本方針

秋田おばこ農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報及びお預かりした情報セキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、次の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関係する諸法令、及び農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守する。
- 2 当組合は、情報の取扱い、情報システム及び情報ネットワークの管理運用に当たり適切な人的（組織的）・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないように努める。
- 3 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持する。
- 4 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に留めるよう努める。
- 5 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し維持改善に努める。

以 上

附 則

この方針は、平成 17 年 3 月 24 日から施行する。

この方針の改正は、令和 4 年 7 月 26 日から施行する。ただし、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。